

令和3年度（R3. 4. 1～R4. 3. 31任用）

小中学校講師等登録（面接）会のご案内

ぜひお越しを！
お待ちしております！

大河原教育事務所

落ち着いた環境の中で、子どもたちに寄り添った学習指導にじっくりと取り組むことができます！
管内の中心・大河原町は仙台からJR東北本線で約40分、管内の他の市町への通勤も容易です！

【日 時】 令和2年12月17日（木）

・午後1時30分～午後4時30分（小学校の講師，代替栄養教諭，代替学校栄養職員，代替事務職員の登録希望者）
（受付：午後1時～午後4時）

令和2年12月18日（金）

・午後1時30分～午後4時30分（中学校講師，代替養護教諭，非常勤講師の登録希望者）
（受付：午後1時～午後4時）

※ 所用等で予定時間に来庁出来ない場合は、両日いずれかの日でお越しください。

【会 場】 宮城県大河原合同庁舎（宮城県柴田郡大河原町字南129-1）

4階 大会議室

【募集職種】

講 師 代替養護教諭 代替栄養教諭	①小中学校教員の欠員等の補充として、年間を通じて任用される常勤の教育職員 ②小中学校教員の産前産後休暇・育児休業・病気休暇等の代替として、臨時的に任用される常勤の教育職員
非常勤講師	①年間を通じて週1～5日程度任用される非常勤の教育職員
代替学校栄養職員 代替事務職員	①小中学校の学校事務職員や学校栄養士の欠員等の補充として、年間を通じて任用される常勤の職員 ②小中学校の学校事務職員や学校栄養士の産前産後休暇・育児休業・病気休暇等の代替として、臨時的に任用される常勤の職員

【応募資格】 希望する職種に応じ、次のいずれかの資格を有する者

- ・小学校又は中学校の教育職員免許状を有する者又は取得見込みの者
- ・養護教諭，栄養教諭の教育職員免許状を有する者又は取得見込みの者
- ・栄養士の免許状を有する者又は取得見込みの者 ※代替事務職員は資格を要しません。

【勤 務 地】 宮城県大河原教育事務所管内の市町が設置する小・中学校又は学校給食共同調理場。

- ・白石市 ・角田市 ・蔵王町 ・七ヶ宿町 ・大河原町
 - ・村田町 ・柴田町 ・川崎町 ・丸森町
- （※9市町）

【持 参 物】 ①筆記用具

②講師等面接調書

③宮城県公立学校臨時的教員志願票

④履歴書（②③④は下記URLからダウンロードできます。）

⑤教員免許状関係書類（教員免許状，更新講習修了確認証明書の写又は授与証明書）

⑥最終学歴の学校の卒業証書の写又は卒業見込証明書

⑦結果通知用封筒（長形3号）2部（当管内で非常勤講師として任用中の方は不要）

（切手不要，自身の住所・氏名記載のもの）

※上記のほか，任用決定時には健康診断書とマイナンバーが分かる書類（非常勤講師の方）の写しが必要となります。（マイナンバーは講師任用手続きに係る目的以外では使用しません）

【そ の 他】

（1）今年度（令和2年度）の講師登録をされた方も，令和3年度に講師を希望する場合は，今回改めて登録していただく必要があります。

（2）宮城県教育庁教職員課のホームページからの登録出来ますが，登録情報が当所への連絡が数ヶ月かかります。当管内で勤務希望する場合は，改めて登録をお願いします。

（3）当日は担当者が一人あたり10分程度面接し，希望（勤務可能地域や期間，時期等）や疑問点をお聞きします。

（4）今回参加できない場合は，11月以降，随時面接を行いますので，事前に下記担当班まで連絡願います。履歴書等は，郵送等でも構いません。

（5）任用については，本人あて電話連絡後，該当市町教育委員会，学校での面接等を経て決定します。

（6）給与その他勤務条件は，宮城県教育委員会が定める任用等に関する要綱・取扱要領等によります。

【問合せ先】宮城県大河原教育事務所 教育学事班学事担当

住 所：〒989-1243 宮城県柴田郡大河原町字南129-1（県大河原合同庁舎内）

電 話：0224-53-3111（内線566） E-mail：okkyoz@pref.miyagi.lg.jp

